

埼玉プライマリ・ケア連合研究会 会則

2025年 6月10日改定

2024年 6月25日改定

2018年11月16日改定

2015年 6月22日改定

2011年 4月 1日改定

2010年11月25日承認

第1章 総則

(名称および組織)

第1条 本会は、埼玉プライマリ・ケア連合研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、2018年9月より事務局を医療法人明医研ハーモニッククリニックに置く。

所在地：〒336-0918 埼玉県さいたま市緑区松木3-16-6

当事務局は日本プライマリ・ケア連合学会埼玉県支部の機能を併せもつものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域住民の解決すべき健康諸問題に対して医師・歯科医師・薬剤師・看護師および地域医療・ケアに関連する多職種の立場から問題を提起し、議論を深め、共通の認識と連携の下に、チームとして問題解決にあたるスキルを修得し、地域の保健、医療、介護に貢献する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会・講演会、研究会等の開催
- (2) 研究会誌等の発行
- (3) 研究の奨励及び調査の実施
- (4) 日本プライマリ・ケア連合学会および関連団体との協力と連携
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し入会を希望する埼玉県内の医療・介護機関の活動に関わる個人または団体
- (2) 賛助会員：上記以外で本会の目的に賛同し入会を希望する埼玉県内の医療・介護機関に従事する個人または団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、その年度分の会費を添えて、所定の入会申込書を事務局に提出することによって入会を申し込むことができる。

2 入会の手続き、会費の詳細については、本会が別に定める会員規則による。

(会費)

第7条 会員は、会員規則に定めるその年度分の会費を納めなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合にも返還されない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会を届けた時、または3年間にわたり会の活動に関わらない時(自然退会)

(2) 会員である団体が解散したとき

(3) 世話人会の議決により除名されたとき

(退会)

第9条 会員が自ら退会しようとするときは、退会届を事務局に提出する。

第4章 世話人、顧問及び代表世話人

(世話人)

第10条 本会には、世話人を複数名置く(代表世話人1名、事務局長1名)。

(世話人の選任)

第11条 本会の世話人は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの職域を代表する者から本会の世話人会において選定し、本人および所属機関長の承認を受けて選任する。

(世話人の任期)

第12条 本会の世話人の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(顧問の選任)

第13条 本会には運営に資するため世話人会の推薦に基づき若干名の顧問を置くことができる。顧問の任期は2年間とし再任を妨げず、相談役として世話人と連携する。

(世話人の職務)

第14条 本会の世話人は、第4条の事業を達成するための職務を行う。

(代表世話人)

第15条 本会には、1名の代表世話人を置く。

(代表世話人の選任)

第16条 本会の代表世話人は、世話人の中から指名制により、過半数の承認を得て選出する。

(代表世話人の職務)

第17条 本会の代表世話人は、次の業務をはじめ本会の業務を総理する。代表世話人は日本プライマリ・ケア連合学会埼玉支部長を兼務する。

第5章 世話人会

(世話人会の招集等)

第18条 本会の世話人会は、年数回代表世話人が招集する。

第6章 総会

(総会の構成)

第19条 本会の総会は、会員をもって構成する。

(総会の招集)

第20条 通常総会は、年1回(原則6月)に代表世話人が招集する。ただし、必要に応じて世話人会をもってこれに代えることができる。

2 臨時総会は、世話人会が必要と認めたとき、代表世話人が招集する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、本会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で世話人会において必要と認めるもの

第7章 会計

(本会の収入)

第22条 本会の収入は、次のものにより構成される。

- (1) 会費
 - (2) 学会本部または関東甲信越ブロック支部より交付される補助金
 - (3) その他、研究会参加費、学術研究費、活動事業への寄付などによる収入
- (事業計画及び収支予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表世話人が編成し、毎事業年度開始前に世話人会及び総会の議決を経る。

本会のすべての収入は常に会員に還元される目的にのみ支出されるものとする。

(収支決算)

第24条 本会の収支決算は、代表世話人が作成し、事業報告書とともに毎事業年度終了後に世話人会と総会での承認を受ける。

2 本会の収支決算に収支差額があるときは、世話人会の議決及び総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 本会則は、必要に応じて世話人会にて見直すことができる。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第27条 本会の事務局に、次の書類を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿
- (3) 世話人会及び総会の議事に関する書類
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 収入支出に関する帳簿及び証憑
- (9) その他必要な書類

(研究会の運営)

第28条 本会の事業である研究会の運営は、世話人会で指名された者が担当する。

(研究会の開催)

第29条 研究会は、年1～2回開催する。

(研究会の参加費)

第30条 研究会には、原則、参加費として1,000円を参加者より徴収する。

附則

この会則の変更は、世話人会の承認のあった日から施行する。

設立年月日：2007年9月7日

この会則の記載内容が正しいことを証明します。

2025年6月10日

代表世話人

さいたま市緑区松木3-16-6

ハーモニークリニック院長

中井秀一